

沿岸広域振興局長告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年8月30日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町金澤第42地割字下屋敷3番1地先から第30地割28番1地先まで	新	m 27.2~10.4	m 1,922.5
	旧	23.6~6.8	1,922.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年8月30日から同年9月30日まで